

# 居宅介護支援重要事項説明書兼契約書

## 1. 事業者の概要

令和6年 9月 1日現在

事業者の名称	医療法人 貴和
法人所在地	〒400-0032 山梨県甲府市中央 4-9-2
代表者	理事長 露木 弘光
連絡先	TEL:055-223-1234 FAX:055-236-3387

## 2. 事業所の概要

事業所名	ケアプラン 洗心
所在地	〒400-0862 山梨県甲府市朝気 3-18-5
連絡先	TEL:055-298-4711 FAX:055-298-4712
指定番号	1990101105 (令和6年9月1日 指定取得)
管理者名	高野 明子
サービス提供地域	甲府市、中央市、甲斐市、山梨市、笛吹市、南アルプス市、韮崎市、昭和町、市川三郷町
事業目的	要介護状態にある高齢者等に対して、適正な指定居宅介護支援を提供します。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li><li>・要介護者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事が出来るように援助を行います。</li><li>・関係市区町村、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療及び福祉サービスを提供するものと密接な連携に努めます。</li></ul>
営業日 営業時間	月、火、水、木、金（但し、土日、祝日及び年末年始は休業） 9:00~18:00 ・緊急時対応の24時間連絡体制を整えています。 【緊急時連絡先】 TEL:055-298-4711

## 3. 職員体制

職 種	資 格	業 務 内 容	人 員
管 理 者	主任介護支援専門員	事業所の運営および業務全般の管理	1名
介護支援専門員	介護支援専門員	ケアマネジメント業務	2名以上
事 務 職		居宅介護支援事務補助	1名以上

#### 4. 居宅介護支援の内容

居宅介護支援受付	利用者や家族、地域包括支援センター、医療機関等より来所又は電話による介護保険利用の相談を受け付けます。
契約等	介護保険制度や居宅介護支援の業務の説明を行い、重要事項説明書、個人情報取り扱いに関する説明と契約を行います。 居宅介護支援提供の開始に際し、病院または診療所に入院する必要がある場合、担当する介護支援専門員の氏名及び連絡先を入院先に伝えていただく事をお願いします。
アセスメント	利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接し、生活する上で解決すべき課題の把握や分析を行います。
居宅サービス計画 原案作成	抽出した課題に基づき、居宅サービス計画原案を作成します。 作成にあたり、介護支援専門員に対して、 ・複数の指定居宅サービス事業所等の紹介を求める事が出来ます。 ・計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選択理由の説明を求める事が出来ます。 ・前6ヵ月間に作成した居宅サービス計画において、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用割合及び、各介護サービスの同一事業者によって提供されたものの割合についての説明を求める事が出来ます。 ・利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合、その他必要な場合には利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、当該居宅サービス計画書を主治の医師等に交付いたします。
サービス担当者会議	利用者及び家族、指定居宅サービス事業所の担当者と共に、利用者の状況等に関する情報の共有を図る会議を開催します。
居宅サービス計画交付	利用者の同意を得た上で、居宅サービス計画書を交付します。
サービスの提供	居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の援助が開始されます。
モニタリング	利用者及びその家族、指定居宅サービス事業所との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画書の実施状況を把握、少なくとも月に1回程度居宅を訪問し、利用者の心身の状態の観察と把握を行います。
給付管理	毎月末に、利用した援助内容に対し、適正な点数を確認し、翌月10日までに国民健康保険連合会に提出します。
更新手続き等	認定更新、心身に著しい変化があり要介護区分を変更する場合等の申請を支援します。
施設の紹介	利用者が介護保険施設等への入所を希望した場合、施設の紹介その他便宜を提供します。

## 5. 利用料金及び居宅介護支援費（別紙）

当事業所は 24 時間連絡体制を整備し、中重度者や支援困難ケースへの積極的な対応、専門性の高い人材の確保、医療・介護連携への積極的な取り組みを総合的に実施する事により、質の高いケアマネジメントを実施し、居宅介護支援費 I (i)、特定事業所加算 I、特定事業所医療介護連携加算を算定し、運営しております。

居宅介護支援費については、要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はございません。

但し、保険料の滞納により保険給付金が直接事業者を支払われない場合には、一旦利用料の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。サービス提供証明書を、後日利用者の市区町村の窓口へ提出しますと、払い戻しを受ける事が出来ます。

## 6. 契約の終了

①利用者は、事業所に対して、文書で通知する事により、いつでもこの契約を解除する事ができます。

②事業者は、やむを得ない事情がある場合、ご利用者に対して、契約終了日の一カ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解除する事ができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者へ提供します。

③事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続しがたい不信行為を行った場合、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する事ができます。

④次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。

- (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
- (2) 利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
- (3) 利用者が医療機関に入院し、長期の療養が見込まれる場合
- (4) 利用者が死亡した場合

## 7. 相談・苦情の対応

当事業所は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援または居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に関する利用者の要望・苦情等に対し迅速に対応します。

事業所の窓口	ケアプラン 洗心（担当：高野明子） TEL:055-298-4711 FAX:055-298-4712
市町村窓口	お住いの市町村の介護保険担当窓口
国民健康保険連合会窓口	〒400-8587 山梨県甲府市蓬沢 1-15-35 TEL:055-223-2119

## 8. 高齢者虐待防止について

当事業者は、ご利用者様等の人権の擁護、虐待防止等のために、次に掲げるとおりの必要な措置を講じます。

①虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	法人代表者：露木 弘光
-------------	-------------

②成年後見制度の利用を支援します。

③利用者または他の利用者の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等はいたしません。身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

④虐待防止、または再発防止のため委員会を開催し、指針の整備、従業者に対する定期的な研修を実施しています。

⑤当事業所従業員または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

## 9. 災害・感染予防対策について

①感染予防対策に関して責任者を選定しています。

感染予防対策に関する責任者	法人代表者：露木 弘光
---------------	-------------

②法人内に災害・感染対策委員会を設置し、マニュアルの整備及び見直しを行います。

③定期的な研修と訓練を実施しています。

④災害・感染症発生時には速やかに責任者に報告するとともに、必要な機関と連携を取りながら、措置を講じます。

⑤感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を測るための計画（業務継続計画）を策定しています。

## 10. ハラスメント対策について

①ハラスメント対策に関して責任者を選定しています。

ハラスメント対策に関する責任者	法人代表者：露木 弘光
-----------------	-------------

②当事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、業務にともなう性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であった業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害される事を予防するための方針に基づき、当該事象発生時には責任者に報告するとともに、必要な措置を講じます。

## 11. 事故発生時および緊急時の対応

①当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故・体調の急変等を確認した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

②当事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。但し、自らの責めに帰すべき事由に寄らない場合にはこの限りではありません。

## 12. 秘密の保持

①事業者は、介護支援専門員及び事業者の使用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者および家族に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この守秘義務は契約終了後も同様です。

②事業者は、利用者及び家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。